

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年1月7日まで縦覧に供する。

平成25年11月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成25年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人豊島観光協会

三好 正文

小豆郡土庄町豊島家浦3841番地21

3 定款に記載された目的

豊島の持つ豊かな地域資源を活用し、改めて豊島自身の持つ山海の食、人、自然、歴史、アートの素晴らしさを発信するとともに来島者に「豊島の良さ」を体感頂くことで、交流人口の増加を推進し、豊島の人々が、胸を張って「豊島ブランド」を提供できる場を創設し、地域内での資源と富の循環と地域の活力を高め、将来的には、地域を離れた後継者や新規に移住する者の活躍する場を創設する。